

船橋港親水公園

指 定 管 理 者 募 集 要 項

平 成 2 0 年 8 月

千葉県県土整備部港湾課

## 目次

### 業務内容について

- 1 公園の概要
- 2 設置目的及び管理運営方針
- 3 業務の範囲
- 4 業務の基準
- 5 指定の期間
- 6 管理運営経費
- 7 指定管理者と千葉県の役割分担及び危険負担

### 指定管理者の募集及び選定について

- 1 募集及び選定の日程
- 2 応募資格
- 3 応募方法
- 4 選定方法
- 5 選定結果
- 6 無効又は失格
- 7 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料
- 8 自主事業
- 9 業務の継続が困難になった場合の措置
- 10 添付資料・様式

### 問い合わせ先

### 管理運営基準

## 船橋港親水公園 指定管理者募集要項

船橋港親水公園について、施設の管理運営業務を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び千葉県港湾管理条例第 18 条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者を募集します。

### 業務内容について

#### 1 公園の概要

所在地 船橋市浜町地先

管理事務所はありません。

対象面積 13,850 平方メートル

(1) 対象区域：参考資料 - 1 港湾緑地平面図

(2) 主な施設

園路及び広場 エントランス広場、遊歩道、水際遊歩道

修景施設 展望デッキ、展望テラス、海上デッキ(3箇所)、シンボルブリッジ、植栽帯、石のモニュメント

休養施設 休憩所、ベンチ

便益施設 駐車場(普通車28台分)、トイレ(2箇所)

\* 指定管理者を導入しない施設

次の施設は海岸保全施設であり、その機能、構造等の特殊性から、海岸管理者である千葉県が直接管理を行いません。

・横引きゲート1基(通常時は 修景施設のシンボルブリッジ南側下に格納)

(3) 利用時間・休業日

公園 休業日は設けません。

(4) 公園の特性

公園周辺は海老川河口部の低地に位置していることから、高潮からの防護のための防潮堤が整備されています。

この公園も、高潮防護機能を兼ね備えており、公園の東側は高潮堤防となっています。高潮警戒時には、通常開放されているシンボルブリッジの桁下部分にあるゲートを閉めることとなります。

#### 2 設置目的及び管理運営方針

船橋港親水公園は、高潮防護機能を有し、浸水被害を防ぐとともに、海辺の憩いの場の提供を目的として設置されたものです。

指定管理者は、以下の方針に従って、管理運営を行っていただきます。

- ( 1 ) 施設等の管理にあたってはその機能や特性を十分理解し、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な管理を行うこととします。
- ( 2 ) 利用者等の意見を反映した管理運営業務を行うこととします。
- ( 3 ) 公園内の事故の防止や防犯等に努め、利用者が安心して利用できるように巡視体制を確立するとともに、利用者のモラル向上に努めます。
- ( 4 ) 植物管理に伴い発生する木や枝等については、園内でリサイクルするなど環境に配慮した管理運営を行うこととします。

### 3 業務の範囲(詳細については、「 管理運営基準」参照)

#### ( 1 ) 公園の良好な維持管理に関する業務

公園施設に係る維持、管理、保守、点検、修繕に関する業務

公園内の清掃・巡視業務

公園利用者や周辺住民等の要望や苦情の対応

葛南港湾事務所への業務報告(月報、四半期総括書、年度事業報告書の提出等)

#### ( 2 ) 公園施設の運営に関する業務

利用者の満足度調査、ニーズ調査及び利用者数調査の実施

県民やボランティアとの協働事業の推進

#### ( 3 ) その他公園の設置目的を達成するため必要な業務

事故及び緊急時等の対応及び県への報告

高潮・風水害・地震時等の配備体制の確立と被害状況報告及び応急措置

その他指定管理者が行う自主事業や管理上必要と認める業務を行うこと

### 4 業務の基準

#### ( 1 ) 法令等の遵守

公園の管理運営にあたっては、次の関係法令等の規定を遵守していただきます。

ア 港湾法、港湾法施行令、港湾法施行規則

イ 地方自治法

ウ 労働基準法

エ 千葉県港湾管理条例、千葉県港湾管理条例施行規則

オ 施設維持、設備保守点検に関する法規

カ その他関連法規

指定管理者が公園の利用者に対して行う許可その他の処分には、千葉県行政手続条例(平成7年千葉県条例第48号)が適用されるので留意してください。

指定管理者が行う公園利用者に対する各種の指導については、千葉県行政手続条例第4章の規定の適用はありませんが、これらの指導に当たっては、

県の機関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適切に行っていただきます。

## (2) 情報公開に関する事項

指定管理者が作成し、又は取得した文書(公園の管理の業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。)は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行っていただきます。

なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、県に報告し了承を得るものとします。(管理開始年度の基準等については、指定管理者になる団体が管理開始日までに県に報告し了承を得る。)

指定管理者が保有する管理文書について、知事に対し千葉県個人情報保護条例(平成5年千葉県条例第1号)に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、知事からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これに応じていただきます。

## (3) 個人情報の保護に関する事項

指定管理者(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第3項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当するものを除く。)は、公園の管理の業務に係る個人情報について、千葉県個人情報保護条例第53条の規定に基づく「事業者が行う個人情報の適正な取扱いに関する指針」に基づき適正に取り扱っていただきます。

## (4) 公園施設、樹木、設備及び物品の適切な管理

利用者が快適に公園を利用できるよう適切な維持管理を行っていただきます。なお、指定管理者が行う業務の詳細については、「管理運営基準」によることとします。

施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこととします。

新たに委託料で購入した備品は県の備品とします。

## (5) 第三者への委託

指定管理者は、業務の全部(又は主要な部分)を第三者に対して委託し、又は請負わせてはなりません。

## (6) その他

公園施設等での事故に備え、「施設賠償責任保険」に加入していただきます。指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と連絡先を表示していただきます。

## 5 指定の期間

指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとします。

ただし、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でない認めるときは、指定を取り消すことがあります。

## 6 管理運営経費

### (1) 委託額

年間予定委託の限度額 3,920千円(消費税及び地方消費税を含む)

### (2) 委託料の支払い

事業計画において提示のあった金額に基づき、年度毎に予算額の範囲内で指定管理者と協議を行い、協定を締結した後、事業計画書に基づき四半期ごとに請求に応じて概算払いをします。

### (3) 管理口座

公園の管理運営に係る収入と支出は、法人等自身の口座とは別の口座で管理してください。

## 7 指定管理者と千葉県の役割分担及び危険負担

指定管理者と千葉県の役割分担は表-1のとおりとします。

また、指定管理者と千葉県の危険負担は表-2のとおりとします。

ただし、表-1及び表-2に定める事項に疑義がある場合又は定めのない事項が生じた場合は、指定管理者と県が協議のうえ、役割分担及び危険負担を決めるものとします。

表-1 役割分担

項目	指定管理者	千葉県
維持管理(植物管理、施設管理、清掃、補修修繕、安全管理、光熱水費支出等)	(補修修繕は軽微なものに限る)	(補修修繕は軽微なもの以外)
運営管理(企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、県民協働、利用促進活動等)		
管理事務所、倉庫内等の物品管理		
災害時対応(待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置)		(指示等)
災害復旧(本格復旧)		
法的管理(占使用許可)		
整備、改修		
包括的管理責任(管理瑕疵を除く)		

表 - 2 危険負担

危険負担表

種類	内容	負担者	
		県	指定 管理 者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調 施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応 上記以外		
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更 指定管理者に影響を及ぼす法令変更		
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更 一般的な税制変更		
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担		
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能		
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの 事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		
資金調達	経費の支払い遅延（県 指定管理者）によって生じた事由 経費の支払い遅延（指定管理者 業者）によって生じた事由		
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（軽微なもの） " （上記以外） 第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（軽微なもの） " （上記以外）		
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 上記以外の理由により損害を与えた場合		
セキュリティ	警備不備や注意義務を怠ったこと等による、情報漏洩、犯罪発生		
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		

## 指定管理者の募集及び選定について

### 1 募集及び選定の日程

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| (1) 募集要項の配布      | 平成20年8月8日(金)～8月22日(金)  |
| (2) 説明会(全体)      | 平成20年8月18日(月)          |
|                  | 千葉県庁本庁舎1階多目的ホ-ル        |
| (現地)             | 平成20年8月22日(金)          |
| (3) 質問書の受付       | 平成20年8月8日(金)～8月26日(火)  |
| (4) 質問書の回答       | 平成20年9月2日(火)           |
| (5) 応募書類の受付      | 平成20年8月25日(月)～9月16日(火) |
| (6) 審査会の案内       | 平成20年9月下旬              |
| (7) 審査会(ヒアリング含む) | 平成20年10月上・中旬           |
| (8) 選定結果の通知      | 平成20年11月上旬             |
| (9) 指定管理者の議決     | 平成20年12月中旬             |
| (10) 協定の締結       | 平成21年2月上旬              |
| (11) 業務開始        | 平成21年4月1日              |

### 2 応募資格

- (1) 指定管理者に応募できる者は、法人その他の団体(個人での応募はできません。)又はそのグループであって、次の全ての条件を満たすものとします。
- 千葉県内に主たる事務所(本店)を有する法人又はその他の団体であること。
- 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- 直近1年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- 応募書類提出期限日において、千葉県から指名停止措置を受けていないこと。
- 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。また、役員に同法第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。
- (2) 複数の団体がグループを構成して応募する場合は代表団体を定めてください。
- (3) 単独で応募した団体は、グループ応募の構成員になることはできません。また、複数のグループの構成員となることもできません。

### 3 応募方法

#### (1) 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必

要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

なお、書類は全て、A4用紙に記載して下さい。

指定申請書（千葉県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年千葉県規則第52号）別記様式）

事業計画書（様式第1号）

関係書類

ア 団体概要書（様式第3号）

イ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

ウ 法人の登記事項証明書（全部）及び印鑑証明書（法人のみ）

エ 団体の役員名簿及び役員の履歴書

オ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近1年間）

カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他団体の財務の状況を明らかにすることができる書類

キ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにすることができる書類

ク 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

ケ 本要項「2 応募資格」(1) ~ の全てを満たす旨の誓約書（様式第5号）

コ グループによる応募にあたってはグループ構成員となる全ての法人等の上記アからケの書類に加え、次の書類を提出してください。

ア) 共同体届出書（様式第4号）

イ) グループ内の各団体の役割分担を記載した書類

## (2) 募集要項等の配布期間

募集要項は、平成20年8月8日（金）から8月22日（金）まで（県の休日を除く）の9時から17時まで千葉県県土整備部港湾課〔参照〕及び葛南港湾事務所にて配布します。または千葉県ホームページの港湾課のページ（<http://www.pref.chiba.jp/business/kowan/index-j.html>）からダウンロードしてください。

## (3) 全体説明会の開催

全体説明会は、平成20年8月18日（月）15時30分から、県庁本庁舎1階多目的ホールで開催します。参加者は各応募者2名以内とし、参加希望の団体は平成20年8月14日（木）17時までに港湾課〔参照〕まで申し込みください。

## (4) 現地説明会の開催

公園の管理内容についての現地説明会は次の日時、場所で開催します。

- ・ 日時 平成20年8月22日(金) 14時から
- ・ 場所 葛南港湾事務所 2階大会議室
- ・ 担当 葛南港湾事務所 港営課  
電話：047-433-1895  
FAX：047-437-6099  
e-mail：ktku-kou@mz.pref.chiba.jp

参加者は各応募者2名以内とし、参加希望の団体は平成20年8月18日(月)までに担当へご連絡ください。

(5) 募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問については以下のとおり受け付けます。

- 受付期間 平成20年8月8日(金)から8月26日(火) 17時まで
- 受付方法 質問書(様式第2号)に記入のうえ、ファクシミリ又は電子メールに添付して提出して下さい。

送付先 千葉県県土整備部港湾課〔参照〕まで

(6) 募集要項に関する質問の回答

質問に対する回答は、9月2日(火)までに千葉県ホームページの港湾課のページ(<http://www.pref.chiba.jp/business/kowan/index-j.html>)に掲載します。

(7) 応募書類の受付期間

応募書類は、平成20年8月25日(月)から9月16日(火)まで(県の休日を除く)の9時から17時までに、県土整備部港湾課又は葛南港湾事務所まで、持参してください。

応募書類の提出部数 正本1部、副本12部(副本は複写可)

副本は、糊付けや冊子状にはせず、ホチキス等で留めないでください。

(クリップ留め可)

(8) 留意点

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

提出された書類の内容を変更することはできません。

応募書類は返却しません。

提出された書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内及び選定委員会並びに審査会での検討に限ります。

提出された書類は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。

「2 応募資格」(1) に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。

応募受付後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

#### 4 選定方法

- (1) 提出された提案書類をもとに次の選定基準に沿って県土整備部指定管理者選定委員会の下部組織である審査会で審査が行われた後に、選定委員会で候補者が決定されます。
- (2) 選定基準  
選定基準及び審査項目については、表 - 3 のとおりとします。

表 - 3 選定基準及び審査項目

(1) 提案内容評価

(2)

選定基準	審査項目	審査内容	配点
県民の平等な利用を確保することができるものであるか。 (指定手続条例第3条第1号)	管理運営にあたっての基本方針	施設の設置目的・特性と適合し、当該公園の現状と課題を踏まえた管理運営方針がとられているか。法令を遵守する姿勢又は能力を有しているか。	10
	平等な利用を図るための具体的な方策	県民の平等な利用の確保が図られる内容となっているか。	必須
事業計画書の内容が施設設置目的を効果的かつ効率的に達成できること。 (指定手続条例第3条第2号)	利用者のサービスの向上を図るための具体的な方策	公園の利用拡大やサービス向上の取組みは、適切かつ実現可能な内容か。また、利用者ニーズの把握方法と業務への反映方法は、適切か。	65
		地域住民や関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。	
		利用者からの苦情処理やトラブルへの対応は、適切か。	
		自主事業は独創的な実現性の高い提案となっているか。	

	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	<p>日常的な施設の安全管理や公園利用者の安全確保の具体的な方策が立てられているか。また、事故や災害発生時の危機管理に係る意識や能力があり、発生時の具体的な対応が示されているか。</p> <p>植物・施設等の維持管理を適正に実施できる具体的な計画が立てられているか。</p>	
	効率的な運営の確保	<p>経費縮減を図るための具体的な方策の提案となっているか。また、その実現可能な内容となっているか。</p>	
事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力（人員、財政的基盤等）を有しているか。（指定手続条例第3条第3号）	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	<p>収入・支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。また、各応募者の経費の見積額の比較はどうか。</p>	75
	応募者の経営状況	<p>財務状況は健全であり、業務を確実にこなせる経営的に安定した団体であるか。</p>	
	職員の能力・配置・研修	<p>業務を円滑に推進できる職員の配置や業務分担がなされている。また、職員の指導育成、研修体制は十分か。</p>	
	類似施設の運営実績	<p>施設の管理にどの程度実績があり、良好な管理運営が期待できるか。</p>	
その他	個人情報保護	<p>個人情報保護のため適切な措置が取られているか。</p>	必須
計			150

次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。

出席委員の採点の合計点が過半に満たない場合

「効率的な運営の確保」及び「収支計画の内容、適格性及び実現の可能性」について、1項目でも出席委員の過半数の採点が過半に満たない場合

## 5 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

## 6 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ( 1 ) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ( 2 ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ( 3 ) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ( 4 ) 虚偽の内容が記載されている場合
- ( 5 ) 収支計画書に記載されている県委託料収入の金額が、年間予定委託料の限度額を超えている場合
- ( 6 ) その他、選定委員会で協議の結果、記載内容が著しく不相当と認められた場合

## 7 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- ( 1 ) 指定管理者は、平成 2 0 年 1 2 月千葉県議会の議決を経て決定（指定）されます。
- ( 2 ) 指定後、県と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。

## 8 自主事業

- ( 1 ) 自主事業として公園施設を活用し、公園の利用促進に寄与する事業を実施することができます。
- ( 2 ) 指定管理者から提案のあった事業については、千葉県港湾管理条例に基づく許可などの手続きが必要となる場合があり、実施に先立ち改めて県と協議をお願いすることになります。

## 9 業務の継続が困難になった場合等の措置

- ( 1 ) 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、千葉県は指定管理者の指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部を停止させることができます。この場合、指定管理者は、千葉県に生じた損害を賠償するものとします。
- ( 2 ) 不可抗力その他千葉県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、千葉県と指定管理者は事業の継続の可否について協議し、継続が困難と判断した場合、千葉県は、指定管理者の指定を取消することができるものとします。

## 10 添付資料・様式

指定申請書（規則別記様式）

事業計画書（様式第 1 号）

質問書（様式第 2 号）

団体概要書（様式第3号）

共同体届出書（様式第4号）

誓約書（様式第5号）

参考資料 - 1 : 港湾緑地平面図

- 2 : 主要建築物調書

#### 問い合わせ先

(1) 住 所           〒260 - 8667 千葉市中央区市場町1 - 1

(2) 担当課名       千葉県県土整備部港湾課

(3) 電 話           043 - 223 - 3836

(4) F A X           043 - 227 - 0928

(5) e-mail         kousin1@mz.pref.chiba.lg.jp

(6) 担当者名       港湾管理室     毛呂、平田、石井、村川

## 管理運営基準

指定管理者は当該公園を適切に管理するため、以下の業務を行います。

指定管理者は業務履行に際し、必要な文書規程等のマニュアル等を定めた後、県に報告し了承を得るものとします。

なお、業務回数は、参考回数を示してありますが、指定管理者のノウハウや柔軟な発想による、より効率的・効果的な業務を妨げるものではありません。

### 1 植物管理

園内の植物を良好に育成させ、美観を維持するため、適切な業務を行うこととします。

農薬については

芝生地 芝生地の管理における農薬使用はしないものとします。

樹木 原則として農薬の使用は禁止とするが、公園内の樹木に病気、害虫が発生したことにより、周辺地域の樹木への被害及び公園利用者に被害が出る恐れがある場合は葛南港湾事務所と協議の上、対応することとします。

樹木については、公園の利用に支障をきたす場合は、葛南港湾事務所と協議の上適切な処理を行なうこととします。

対象箇所	対象数量	業務内容	参考年間業務回数
植栽帯	2 4 6 0 m <sup>2</sup>	除草	3 回
		剪定	1 回

### 2 施設管理

建築物、工作物等の施設を安全で良好な状態に保ち、利用者の促進を図るため、適切な業務を行うこととします。

なお電気施設の管理は、電気事業法を遵守し業務を適切に行うこととします。その他消防施設等の管理においても、関係法令を遵守して業務を行うこととします。

施設名	業務内容	参考年間業務回数
*トイレ	清掃	5 3 回

\* 参考資料 - 2 主要建築物調書参照

### 3 清掃管理

園路、広場等を良好に保ち、利用者に快適に利用してもらうため、適切な業務を行うこととします。

対象施設	対象数量	業務内容	参考年間業務回数
トイレを除く全ての施設	1 3 , 8 1 2 m <sup>2</sup>	日常清掃	3 3 回

#### 4 利用管理

施設利用者が施設を円滑に利用できるようにするため、適切な業務を行うこととします。また、苦情・要望等については常時受け付けられ、対応できるよう体制を整えておくこととします。

なお、駐車場については、周辺企業の通勤者が使用する等、公園利用者が利用出来ない状態であることが判明したため、現在は閉鎖中です。

対象施設	業務内容	参考年間業務日数
駐車場	-	現在閉鎖中

#### 5 安全管理

公園利用者の安全を図るために、適切な業務を行うこととします。

なお、台風や大雨・高潮等の自然災害後には園内の安全を確認することとします。

対象区域	業務内容	参考年間業務日数
園内全域	園内巡視	3 1 2 日

#### 6 危機管理

事故・災害時に利用者の安全と保全を図るため、適切な業務を行うこととします。

なお、事故・災害に至る可能性のある施設の破損等が認められた場合についても、適切な処置をとることとします。

対象	業務内容
事故	初期対応、関係機関への連絡、事故報告
災害	巡視、立入禁止措置等の初期対応、関係機関への連絡、被害状況調査、被害報告、危険物及び倒木等の撤去

#### 7 利用状況等把握業務

適切な管理運営を行うために指定管理者の提案する方法で、利用状況、利用者満足度、利用者ニーズ、情報等を月毎に把握し、翌月までに報告することとします。

#### 8 管理業務用の施設及び設備・備品管理業務

管理業務用の施設及び備品を適切に管理するため、台帳を作成することとします。管理のために利用できる施設は以下のとおりです。

##### 【設備】

設備名称	数量
公園灯（園内灯）	3 4 基
散水栓	9 基
ソーラー時計（公園灯に取り付け）	1 台

【電気】

\* 電気料の支払いは県が行います。

【水道】

契約相手	形状	H18 金額	H19 金額
千葉県水道局	40mm管	206千円	184千円

【浄化槽】

規模	設置箇所	数量
12人槽	南側トイレに付属	1基
45人槽	北側トイレに付属	1基

9 留意事項

主な行事	船橋港親水公園花火大会を毎年7月又は8月に実施
繁忙期	夏期

10 その他

- ・ 管理業務において発生した物は、出来るだけリサイクルに努めることとします。
- ・ 公園外に搬出処分する場合の費用は指定管理者の負担とします。